

経済特区の投資ターゲット事業

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

各経済特区の投資ターゲット事業

●サケオ県の特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第5/2558号

仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号、及び仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2/2557号に関連して、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条、第三五条の内容に基づく権限に拠り、次のようにサケオ県の特別経済開発区内に立地するプロジェクトの投資奨励におけるターゲット事業を定め、布告する。

第一項 サケオ県の特別経済開発区への投資を奨励するターゲット事業の業種及び事業の要件を次のように定める。

第1章 農業・農産品

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業（エビを除く）

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・6、家畜屠殺・解体事業

[要件] 家畜を気絶させるシステム、宙吊りシステム、冷蔵室、温度低下システム、肉の品質検査、添加物検査など最新生産工程を有していなければならない。

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

[要件] 穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用しなければならない。

1・9、加工粉（モディファイドスターチ）または特質のある穀物粉の生産事業

[要件] なし

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業（大豆油からを除く）

[要件] 1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品（石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）の生産事業

[要件] なし

1・14・1、川上のゴム加工事業

[要件] なし

1・17、最新技術を使用する食品、飲料、食品添加物（Food Additive）、または食品成分（Food Ingredient）の生産または貯蔵事業（アルコール飲料を除く）

[要件] 1、混合または希釈のみのプロジェクトは奨励しない。

2、発酵工程のあるプロジェクトは研究を経た酵母を使用しなければならない。

1・19、冷蔵室事業、または冷蔵室及び冷蔵輸送事業

[要件] なし

1・20、農業商品の中央取引センター

[要件] 1、50ライ以上の土地を有する。

2、事業地及び農業商品関連サービスのための土地が全面積の60%以上あり、農業商品の展示・取引、商品評価センター、冷蔵室、商品倉庫スペースを用意しなければならない。

3、検査、選別、残有毒物検査サービスを提供しなければならない。

第3章 軽工業

3・1・1、天然繊維または合成繊維生産事業

[要件] リサイクル繊維のみで、国内で出る廃棄物原料を使用しなければならない。

3・1・2、糸または布地生産事業

[要件] なし

3・1・4、衣料、装身具、及び室内繊維製品の生産事業

[要件] なし

3・2、不織布または不織布製衛生用品生産事業

[要件] なし

3・3、鞆、靴、または動物皮革もしくは合成皮革製品の生産事業

[要件] なし

3・4、スポーツ器具または部材の生産事業

[要件] なし

3・6、室内用品または部材の生産事業

[要件] なし

3・8、宝石、宝飾品、または部材、原料及びモデル生産事業

[要件] なし

3・11、医療機器・器具または部材の生産事業

[要件] なし

第4章 金属製品、機械、輸送機器

4・4、多目的エンジン及び機器の生産事業

[要件] なし

4・5・2、機械、機器、または部品の生産事業及び／または金型修理事業

[要件] 部品加工工程及び／または工学的設計工程を有していなければならない。

4・5・3、機械、及び／または機械設備の組立事業

[要件] 委員会が承認したところに基づく組立工程を有していなければならない。

4・8・5、その他輸送機械部品の生産事業

[要件] なし

4・12、自動二輪車の生産事業（排気量248cc未満を除く）

[要件] 1、車体溶接組立及び塗装工程を有していなければならない。

2、部品生産投資計画及び部品使用計画を提出し、委員会から承認を受けなければならない。

第5章 電機・電子工業

5・1、電機の実業

[要件] なし

[特典] A3

5・2・2、LED電球の実業

[要件] なし

5・2・3、電機用コンプレッサー及び／またはモーターの実業

[要件] なし

5・2・4、ワイヤ・ハーネスの実業

[要件] なし

5・2・5、その他の電機部品の生産事業

[要件] なし

5・3・5、映像及び音響（Audio and Visual Product）製品の生産事業

[要件] なし

5・3・6、オフィス用エレクトロニクス製品の生産事業

[要件] なし

5・3・7、その他のエレクトロニクス製品の生産事業

[要件] なし

5・4・6・2、一般的なハードディスクドライブ及び／または部品の生産事業（トップカバーまたはベースプレートまたは Peripheral（周辺機器）を除く）

[要件] 旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

5・4・6・3、ハードディスクドライブ用トップカバーまたはベースプレートまたは Peripheral（周辺機器）の生産事業

〔要件〕なし

5・4・12、フレキシブル・プリント基板、及び／またはマルチレイヤー・プリント基板、及び／または部品の生産事業

〔要件〕委員会が承認した製法を有していなければならない。

5・4・13、その他の記憶ユニット機器の生産事業

〔要件〕なし

5・4・14、プリント基板アセンブリ（PCBA）の生産事業

〔要件〕なし

5・4・17、映像及び音響製品用部品の生産事業

〔要件〕なし

5・4・18、オフィス用エレクトロニクス製品向け部品の生産事業

〔要件〕なし

5・4・19、その他のエレクトロニクス製品向け部品の生産事業

〔要件〕なし

第6章 化学品・プラスチック・紙

6・6、工業用プラスチック製品の生産事業

〔要件〕プラスチック加工工程がなければならない。

6・7・1、多層プラスチック・パッケージ（Multilayer Plastics Packaging）の生産事業

〔要件〕2層以上のプラスチックから成っていないなければならない。

6・7・2、無菌プラスチック・パッケージ（Aseptic Plastics Packaging）の生産事業

〔要件〕操業開始日から2年以内に、ISO14611・レベル7、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス10000以上、もしくは同等の国際標準のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

6・7・3、帯電防止プラスチック・パッケージ（Antistatic Plastics Packaging）の生産事業

〔要件〕操業開始日から2年以内に、ISO14611・レベル7、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス10000以上、もしくは同等の国際標準のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

6・8、リサイクル・プラスチック製品の生産事業

〔要件〕国内のプラスチック廃材からの加工工程がなければならない。

6・10、医薬の生産事業

〔要件〕1、現代医薬（西洋式医薬）である場合は、操業開始日から2年以内にPIC/S指針に基づきGMP標準保証を受けなければならない。

2、伝統医薬である場合は、操業開始日から2年以内にGMP標準保証を受けなければならない。

3、既存事業の改善である場合は、既存機械をプロジェクトで使用することを許可するが、プロジェクトの投資価値に含めることはできない。

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・1・3、港湾外のコンテナシステムによる、輸出のための検査及びコンテナへの貨物積込場（コンテナヤード）、または内陸コンテナ基地（ICD）事業

〔要件〕なし

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業（DC）

〔要件〕1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

7・4・2、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業（IDC）

〔要件〕1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

3、次の追加要件

3・1、投資金（土地代と回転資金含まず）が1億バーツ以上

3・2、1か国以上の外国に商品を配送しなければならない。

7・9・1・1、工業団地または工業区事業

〔要件〕1、500ライ以上の土地を有していなければならない。

2、工場用地は全面積の60%以上、75%未満とする。ただし全面積が1000ライ以上の場合は委員会が承認したところに基づく。

3、その他の要件は以下の通り。

3・1、メイン道路の標準

-面積が1000ライ超の場合、4車線、道路幅30メートル以上、路面14メートル、中央分離帯、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

-面積が500～1000ライの場合、2車線、道路幅20メートル以上、路面7メートル、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

3・2、サブ道路の標準は路面が8・5メートル以上、路肩は片側につき2メートル以上なければならない。

3・3、廃水処理システムは廃水の形態性質に相応しいものでなければならず、廃水処理は法律が定めた排水基準に従い、処理後の貯水池を有していなければならない。

3・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと完全に分離しなければならない。

3・5、委員会が承認したところに基づいた、相応しいごみ収集、保管、処理があるようにしなければならない。

3・6、土地を使用する工場はターゲット工業と一致し、かつ天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定められた禁止工業ではないところの工場でなければならない。

3・7、入居工場の利用に十分な電力、水道水、用水、電話、郵便など公共ユーティリティを有していなければならない。

3・8、投資奨励証の交付日から2年以内に、全面積の25%、または委員会が承認したところに基づく面積について公共ユーティリティ・サービスの用意を整えなければならない。

7・9・1・2、宝石・宝飾品工業団地または工業区事業

[要件] 1、100ライ以上の面積がなければならない。

2、全面積の40%以上を宝石・宝飾品に關係する工業事業のための土地としなければならない。

3、宝石・宝飾品売買のためのエリアがなければならない。

4、相当の安全保障システムがなければならない。

5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。

7・9・1・3、ロジスティック産業団地または産業区事業 (Logistics

Park)

[要件] 1、200ライ以上の面積を有し、合計で5万平米以上の賃貸または販売倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関ポイント、内陸コンテナ基地 (ICD) から半径50キロメートル以内に位置している、または自由営業区もしくは保税区

(Free Zone) 内に立地していなければならない。

3、一部または全部のエリアを自由営業区または保税区 (Free Zone) にしなければならない。

4、コンテナ積み下ろしヤード、トラック・ヤード、50本以上のコンテナ保管ヤードを設けなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内通信及び国際通信センターを結ぶ高速通信線のあるメイン通信システムを有していなければならない。

6、タイ国籍者が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

7・22・1、フェリー船、観光船運行、または観光船レンタル事業

[要件] 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

7・22・2、観光船停泊地サービス事業

[要件] 船舶リフト機、陸上停泊地、修繕用ドックなどの利便施設を有していなければならない。

7・22・3、遊園地事業

[要件] 1、(土地代・回轉資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

7・22・4、芸術文化展示センター、または工芸美術センター事業

〔要件〕（土地代・回転資金を含まない）投資金が3000バーツ以上なければならない。

7・22・5、オープン動物園事業

〔要件〕1、（土地代・回転資金を含まない）投資金が5億バーツ以上、かつ面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

3、緑地及び駐車場はそれぞれ全面積の15%以上なければならない。

7・22・6、水族館事業

〔要件〕1、（土地代・回転資金を含まない）投資金が1億バーツ以上なければならない。

2、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

7・23・3、国際商品展示センター事業

〔要件〕1、建物内商品展示スペースは2万5000平米以上なければならない。

2、全ての商品展示室には商談のための部屋がなければならない。

7・23・4、健康リハビリセンター事業

〔要件〕1、リハビリには医療技術を使用しなければならない。

2、継続式のリハビリ・プログラムの作成、サービス利用者向けの宿泊を用意しなければならない。

第二項

特典は仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号の原則に従う。

第三項

仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一二月三〇日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年) 四月二日から。

(おわり)

●ソクラー県の特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2558号

仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号、及び仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2/2557号に関連して、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条、第三五条の内容に基づく権限に拠り、次のようにソクラー県の特別経済

開発区内に立地するプロジェクトの投資奨励におけるターゲット事業を定め、布告する。

第一項

ソクラール県の特別経済開発区への投資を奨励するターゲット事業の業種及び事業の要件を次のように定める。

第1章 農業・農産品

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

〔要件〕閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業（エビを除く）

〔要件〕閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・6、家畜屠殺・解体事業

〔要件〕家畜を気絶させるシステム、宙吊りシステム、冷蔵室、温度低下システム、肉の品質検査、添加物検査など最新生産工程を有していなければならない。

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

〔要件〕穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用しなければならない。

1・9、加工粉（モディファイドスターチ）または特質のある穀物粉の生産事業

〔要件〕なし

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業（大豆油からを除く）

〔要件〕1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品（石鹼、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）の生産事業

〔要件〕なし

1・14・1、川上のゴム加工事業

〔要件〕なし

1・17、最新技術を使用する食品、飲料、食品添加物（Food Additive）、または食品成分（Food Ingredient）の生産または貯蔵事業（アルコール飲料を除く）

[要件] 1、混合または希釈のみのプロジェクトは奨励しない。
2、発酵工程のあるプロジェクトは研究を経た酵母を使用しなければならない。

1・19、冷蔵室事業、または冷蔵室及び冷蔵輸送事業

[要件] なし

1・20、農業商品の中央取引センター

[要件] 1、50ライ以上の土地を有する。

2、事業地及び農業商品関連サービスのための土地が全面積の60%以上あり、農業商品の展示・取引、商品評価センター、冷蔵室、商品倉庫スペースを用意しなければならない。

3、検査、選別、残有毒物検査サービスを提供しなければならない。

第3章 軽工業

3・1・1、天然繊維または合成繊維生産事業

[要件] リサイクル繊維のみで、国内で出る廃棄物原料を使用しなければならない。

3・1・2、糸または布地生産事業

[要件] なし

3・1・4、衣料、装身具、及び室内繊維製品の生産事業

[要件] なし

3・2、不織布または不織布製衛生用品生産事業

[要件] なし

3・3、鞆、靴、または動物皮革もしくは合成皮革製品の生産事業

[要件] なし

3・4、スポーツ器具または部材の生産事業

[要件] なし

3・6、室内用品または部材の生産事業

[要件] なし

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・1・3、港湾外のコンテナシステムによる、輸出のための検査及びコンテナへの貨物積込場（コンテナヤード）、または内陸コンテナ基地（ICD）事業

[要件] なし

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業（DC）

[要件] 1、1000万パーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

7・4・2、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業（IDC）

〔要件〕 1、1000万バツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

3、次の追加要件

3・1、投資金（土地代と回転資金含まず）が1億バツ以上

3・2、1か国以上の外国に商品を配送しなければならない。

7・9・1・1、工業団地または工業区事業

〔要件〕 1、500ライ以上の土地を有していなければならない。

2、工場用地は全面積の60%以上、75%未満とする。ただし全面積が1000ライ以上の場合は委員会が承認したところに基づく。

3、その他の要件は以下の通り。

3・1、メイン道路の標準

-面積が1000ライ超の場合、4車線、道路幅30メートル以上、路面14メートル、中央分離帯、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

-面積が500～1000ライの場合、2車線、道路幅20メートル以上、路面7メートル、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

3・2、サブ道路の標準は路面が8・5メートル以上、路肩は片側につき2メートル以上なければならない。

3・3、廃水処理システムは廃水の形態性質に相応しいものでなければならず、廃水処理は法律が定めた排水基準に従い、処理後の貯水池を有していなければならない。

3・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと完全に分離しなければならない。

3・5、委員会が承認したところに基づいた、相応しいごみ収集、保管、処理があるようにしなければならない。

3・6、土地を使用する工場はターゲット工業と一致し、かつ天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定められた禁止工業ではないところの工場でなければならない。

3・7、入居工場の利用に十分な電力、水道水、用水、電話、郵便など公共ユーティリティを有していなければならない。

3・8、投資奨励証の交付日から2年以内に、全面積の25%、または委員会が承認したところに基づく面積について公共ユーティリティ・サービスの用意を整えなければならない。

7・9・1・2、宝石・宝飾品工業団地または工業区事業

〔要件〕 1、100ライ以上の面積がなければならない。

2、全面積の40%以上を宝石・宝飾品に関係する工業事業のための土地としなければならない。

3、宝石・宝飾品売買のためのエリアがなければならない。

- 4、相当の安全保障システムがなければならない。
- 5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。
- 7・9・1・3、ロジスティック産業団地または産業区事業 (Logistics Park)

〔要件〕 1、200ライ以上の面積を有し、合計で5万平米以上の賃貸または販売倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関ポイント、内陸コンテナ基地 (ICD) から半径50キロメートル以内に位置している、または自由営業区もしくは保税區 (Free Zone) 内に立地していなければならない。

3、一部または全部のエリアを自由営業区または保税區 (Free Zone) にしなければならない。

4、コンテナ積み下ろしヤード、トラック・ヤード、50本以上のコンテナ保管ヤードを設けなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内通信及び国際通信センターを結ぶ高速通信線のあるメイン通信システムを有していなければならない。

6、タイ国籍者が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

7・22・1、フェリー船、観光船運行、または観光船レンタル事業

〔要件〕 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

7・22・2、観光船停泊地サービス事業

〔要件〕 船舶リフト機、陸上停泊地、修繕用ドックなどの利便施設を有していなければならない。

7・22・3、遊園地事業

〔要件〕 1、(土地代・回轉資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

7・22・4、芸術文化展示センター、または工芸美術センター事業

〔要件〕 (土地代・回轉資金を含まない) 投資金が3000バーツ以上なければならない。

7・22・5、オープン動物園事業

〔要件〕 1、(土地代・回轉資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上、かつ面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

3、緑地及び駐車場はそれぞれ全面積の15%以上なければならない。

7・22・6、水族館事業

〔要件〕 1、(土地代・回轉資金を含まない) 投資金が1億バーツ以上なければならない。

2、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

7・23・3、国際商品展示センター事業

[要件] 1、建物内商品展示スペースは2万5000平米以上なければならない。

2、全ての商品展示室には商談のための部屋がなければならない。

7・23・4、健康リハビリセンター事業

[要件] 1、リハビリには医療技術を使用しなければならない。

2、継続式のリハビリ・プログラムの作成、サービス利用者向けの宿泊を用意しなければならない。

第二項 特典は仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号の原則に従う。

第三項 仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一二月三〇日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年) 四月二日から。

(おわり)

●ムクダハン県の特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2558号

仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号、及び仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2/2557号に関連して、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条、第三五条の内容に基づく権限に拠り、次のようにムクダハン県の特別経済開発区内に立地するプロジェクトの投資奨励におけるターゲット事業を定め、布告する。

第一項 ムクダハン県の特別経済開発区への投資を奨励するターゲット事業の業種及び事業の要件を次のように定める。

第1章 農業・農産品

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業（エビを除く）

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防

止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・6、家畜屠殺・解体事業

[要件] 家畜を気絶させるシステム、宙吊りシステム、冷蔵室、温度低下システム、肉の品質検査、添加物検査など最新生産工程を有していなければならない。

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

[要件] 穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用しなければならない。

1・9、加工粉（モディファイドスターチ）または特質のある穀物粉の生産事業

[要件] なし

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業（大豆油からを除く）

[要件] 1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品（石鹼、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）の生産事業

[要件] なし

1・14・1、川上のゴム加工事業

[要件] なし

1・17、最新技術を使用する食品、飲料、食品添加物（Food Additive）、または食品成分（Food Ingredient）の生産または貯蔵事業（アルコール飲料を除く）

[要件] 1、混合または希釈のみのプロジェクトは奨励しない。

2、発酵工程のあるプロジェクトは研究を経た酵母を使用しなければならない。

1・19、冷蔵室事業、または冷蔵室及び冷蔵輸送事業

[要件] なし

1・20、農業商品の中央取引センター

[要件] 1、50ライ以上の土地を有する。

2、事業地及び農業商品関連サービスのための土地が全面積の60%以上あり、農業商品の展示・取引、商品評価センター、冷蔵室、商品倉庫スペースを用意しなければならない。

3、検査、選別、残有毒物検査サービスを提供しなければならない。

第5章 電機・電子工業

5・1、電機の生産事業

[要件] なし

5・2・2、LED電球の生産事業

[要件] なし

5・2・3、電機用コンプレッサー及び／またはモーターの生産事業

[要件] なし

5・2・4、ワイヤ・ハーネスの生産事業

[要件] なし

5・2・5、その他の電機部品の生産事業

[要件] なし

5・3・5、映像及び音響（Audio and Visual Product）製品の生産事業

[要件] なし

5・3・6、オフィス用エレクトロニクス製品の生産事業

[要件] なし

5・3・7、その他のエレクトロニクス製品の生産事業

[要件] なし

5・4・6・2、一般的なハードディスクドライブ及び／または部品の生産事業（トップカバーまたはベースプレートまたは Peripheral（周辺機器）を除く）

[要件] 旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

5・4・6・3、ハードディスクドライブ用トップカバーまたはベースプレートまたは Peripheral（周辺機器）の生産事業

[要件] なし

5・4・12、フレキシブル・プリント基板、及び／またはマルチレイヤー・プリント基板、及び／または部品の生産事業

[要件] 委員会が承認した製法を有していなければならない。

5・4・13、その他の記憶ユニット機器の生産事業

[要件] なし

5・4・14、プリント基板アセンブリ（PCBA）の生産事業

[要件] なし

5・4・17、映像及び音響製品用部品の生産事業

[要件] なし

5・4・18、オフィス用エレクトロニクス製品向け部品の生産事業

[要件] なし

5・4・19、その他のエレクトロニクス製品向け部品の生産事業

[要件] なし

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・1・3、港湾外のコンテナシステムによる、輸出のための検査及びコンテナへの貨物積込場（コンテナヤード）、または内陸コンテナ基地（ICD）事業

[要件] なし

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業（DC）

[要件] 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

7・4・2、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業（IDC）

[要件] 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

3、次の追加要件

3・1、投資金（土地代と回転資金含まず）が1億バーツ以上

3・2、1か国以上の外国に商品を配送しなければならない。

7・9・1・1、工業団地または工業区事業

[要件] 1、500ライ以上の土地を有していなければならない。

2、工場用地は全面積の60%以上、75%未満とする。ただし全面積が1000ライ以上の場合は委員会が承認したところに基づく。

3、その他の要件は以下の通り。

3・1、メイン道路の標準

-面積が1000ライ超の場合、4車線、道路幅30メートル以上、路面14メートル、中央分離帯、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

-面積が500～1000ライの場合、2車線、道路幅20メートル以上、路面7メートル、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

3・2、サブ道路の標準は路面が8・5メートル以上、路肩は片側につき2メートル以上なければならない。

3・3、廃水処理システムは廃水の形態性質に相応しいものでなければならず、廃水処理は法律が定めた排水基準に従い、処理後の貯水池を有していなければならない。

3・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと完全に分離しなければならない。

3・5、委員会が承認したところに基づいた、相応しいごみ収集、保管、処理があるようにしなければならない。

3・6、土地を使用する工場はターゲット工業と一致し、かつ天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定められた禁止工業ではないところの工場でなければならない。

3・7、入居工場の利用に十分な電力、水道水、用水、電話、郵便など公共ユーティリティを有していなければならない。

3・8、投資奨励証の交付日から2年以内に、全面積の25%、または委員会が承認したところに基づく面積について公共ユーティリティ・サービスの用意を整えなければならない。

7・9・1・2、宝石・宝飾品工業団地または工業区事業

[要件] 1、100ライ以上の面積がなければならない。

2、全面積の40%以上を宝石・宝飾品に係る工業事業のための土地としなければならない。

3、宝石・宝飾品売買のためのエリアがなければならない。

4、相当の安全保障システムがなければならない。

5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。

7・9・1・3、ロジスティック産業団地または産業区事業 (Logistics Park)

[要件] 1、200ライ以上の面積を有し、合計で5万平米以上の賃貸または販売倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関ポイント、内陸コンテナ基地 (ICD) から半径50キロメートル以内に位置している、または自由営業区もしくは保税區 (Free Zone) 内に立地していなければならない。

3、一部または全部のエリアを自由営業区または保税區 (Free Zone) にしなければならない。

4、コンテナ積み下ろしヤード、トラック・ヤード、50本以上のコンテナ保管ヤードを設けなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内通信及び国際通信センターを結ぶ高速通信線のあるメイン通信システムを有していなければならない。

6、タイ国籍者が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

7・22・1、フェリー船、観光船運行、または観光船レンタル事業

[要件] 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

7・22・2、観光船停泊地サービス事業

[要件] 船舶リフト機、陸上停泊地、修繕用ドックなどの利便施設を有していなければならない。

7・22・3、遊園地事業

[要件] 1、(土地代・回転資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

7・22・4、芸術文化展示センター、または工芸美術センター事業

[要件] (土地代・回転資金を含まない) 投資金が3000バーツ以上なければならない。

7・22・5、オープン動物園事業

[要件] 1、(土地代・回転資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上、かつ面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

3、緑地及び駐車場はそれぞれ全面積の15%以上なければならない。

7・22・6、水族館事業

[要件] 1、(土地代・回転資金を含まない) 投資金が1億バーツ以上なければならない。

2、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

7・23・3、国際商品展示センター事業

〔要件〕1、建物内商品展示スペースは2万5000平米以上なければならない。

2、全ての商品展示室には商談のための部屋がなければならない。

7・23・4、健康リハビリセンター事業

〔要件〕1、リハビリには医療技術を使用しなければならない。

2、継続式のリハビリ・プログラムの作成、サービス利用者向けの宿泊を用意しなければならない。

第二項 特典は仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号の原則に従う。

第三項 仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一二月三〇日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年) 四月二日から。

(おわり)

●ターク県の特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2558号

仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号、及び仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2/2557号に関連して、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条、第三五条の内容に基づく権限に拠り、次のようにターク県の特別経済開発区内に立地するプロジェクトの投資奨励におけるターゲット事業を定め、布告する。

第一項 ターク県の特別経済開発区への投資を奨励するターゲット事業の業種及び事業の要件を次のように定める。

第1章 農業・農産品

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

〔要件〕閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業（エビを除く）

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・6、家畜屠殺・解体事業

[要件] 家畜を気絶させるシステム、宙吊りシステム、冷蔵室、温度低下システム、肉の品質検査、添加物検査など最新生産工程を有していなければならない。

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

[要件] 穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用しなければならない。

1・9、加工粉（モディファイドスターチ）または特質のある穀物粉の生産事業

[要件] なし

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業（大豆油からを除く）

[要件] 1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品（石鹼、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）の生産事業

[要件] なし

1・14・1、川上のゴム加工事業

[要件] なし

1・17、最新技術を使用する食品、飲料、食品添加物（Food Additive）、または食品成分（Food Ingredient）の生産または貯蔵事業（アルコール飲料を除く）

[要件] 1、混合または希釈のみのプロジェクトは奨励しない。

2、発酵工程のあるプロジェクトは研究を経た酵母を使用しなければならない。

1・19、冷蔵室事業、または冷蔵室及び冷蔵輸送事業

[要件] なし

1・20、農業商品の中央取引センター

[要件] 1、50ライ以上の土地を有する。

2、事業地及び農業商品関連サービスのための土地が全面積の60%以上あり、農業商品の展示・取引、商品評価センター、冷蔵室、商品倉庫スペースを用意しなければならない。

3、検査、選別、残有毒物検査サービスを提供しなければならない。

第2章 鉱物・セラミック・基礎金属

2・4・3、セラミック製品生産事業（土器及びセラミック・タイルを除く）

〔要件〕焼成及び／または焼きなまし工程を有していなければならない。

第3章 軽工業

3・1・1、天然繊維または合成繊維生産事業

〔要件〕リサイクル繊維生産事業のみ。国内で出る廃棄物原料を使用しなければならない。

3・1・2、糸または布地生産事業

〔要件〕なし

3・1・4、衣料、装身具、及び室内繊維製品の生産事業

〔要件〕なし

3・2、不織布または不織布製衛生用品生産事業

〔要件〕なし

3・3、鞆、靴、または動物皮革もしくは合成皮革製品の生産事業

〔要件〕なし

3・4、スポーツ器具または部材の生産事業

〔要件〕なし

3・6、室内用品または部材の生産事業

〔要件〕なし

3・8、宝石、宝飾品、または部材、原料及びモデル生産事業

〔要件〕なし

3・11、医療機器・器具または部材の生産事業

〔要件〕なし

第4章 金属製品、機械、輸送機器

4・4、多目的エンジン及び機器の生産事業

〔要件〕なし

4・5・2、機械、機器、または部品の生産事業及び／または金型修理事業

〔要件〕部品加工工程及び／または工学的設計工程を有していなければならない。

4・5・3、機械、及び／または機械設備の組立事業

〔要件〕委員会が承認したところに基づく組立工程を有していなければならない。

4・8・5、その他輸送機械部品の生産事業

〔要件〕なし

4・9、造船または船舶修理事業

4・12、自動二輪車の生産事業（排気量248cc未満を除く）

〔要件〕1、車体溶接組立及び塗装工程を有していなければならない。

2、部品生産投資計画及び部品使用計画を提出し、委員会から承認を受けなければならない。

第5章 電機・電子工業

5・1、電機の生産事業

[要件] なし

5・2・2、LED電球の生産事業

[要件] なし

5・2・3、電機用コンプレッサー及び／またはモーターの生産事業

[要件] なし

5・2・4、ワイヤ・ハーネスの生産事業

[要件] なし

5・2・5、その他の電機部品の生産事業

[要件] なし

5・3・5、映像及び音響（Audio and Visual Product）製品の生産事業

[要件] なし

5・3・6、オフィス用エレクトロニクス製品の生産事業

[要件] なし

5・3・7、その他のエレクトロニクス製品の生産事業

[要件] なし

5・4・6・2、一般的なハードディスクドライブ及び／または部品の生産事業（トップカバーまたはベースプレートまたは Peripheral（周辺機器）を除く）

[要件] 旧機械の改善投資も奨励を受けるプロジェクトの一部とするが、旧機械の価値は法人所得税免除を受けることができる投資金に含めない。

5・4・6・3、ハードディスクドライブ用トップカバーまたはベースプレートまたは Peripheral（周辺機器）の生産事業

[要件] なし

5・4・12、フレキシブル・プリント基板、及び／またはマルチレイヤー・プリント基板、及び／または部品の生産事業

[要件] 委員会が承認した製法を有していなければならない。

5・4・13、その他の記憶ユニット機器の生産事業

[要件] なし

5・4・14、プリント基板アセンブリ（PCBA）の生産事業

[要件] なし

5・4・17、映像及び音響製品用部品の生産事業

[要件] なし

5・4・18、オフィス用エレクトロニクス製品向け部品の生産事業

[要件] なし

5・4・19、その他のエレクトロニクス製品向け部品の生産事業

[要件] なし

第6章 化学品・プラスチック・紙

6・6、工業用プラスチック製品の生産事業

[要件] プラスチック加工工程がなければならない。

6・7・1、多層プラスチック・パッケージ (Multilayer Plastics Packaging) の生産事業

[要件] 2層以上のプラスチックから成っていないなければならない。

6・7・2、無菌プラスチック・パッケージ (Aseptic Plastics Packaging) の生産事業

[要件] 操業開始日から2年以内に、ISO14611・レベル7、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス10000以上、もしくは同等の国際標準のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

6・7・3、帯電防止プラスチック・パッケージ (Antistatic Plastics Packaging) の生産事業

[要件] 操業開始日から2年以内に、ISO14611・レベル7、またはフェデラル・スタンダード209Eクラス10000以上、もしくは同等の国際標準のクリーンルーム標準保証を受けなければならない。

6・8、リサイクル・プラスチック製品の生産事業

[要件] 国内のプラスチック廃材からの加工工程がなければならない。

6・10、医薬の生産事業

[要件] 1、現代医薬（西洋式医薬）である場合は、操業開始日から2年以内にPIC/S指針に基づきGMP標準保証を受けなければならない。

2、伝統医薬である場合は、操業開始日から2年以内にGMP標準保証を受けなければならない。

3、既存事業の改善である場合は、既存機械をプロジェクトで使用することを許可するが、プロジェクトの投資価値に含めることはできない。

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・1・3、港湾外のコンテナシステムによる、輸出のための検査及びコンテナへの貨物積込場（コンテナヤード）、または内陸コンテナ基地（ICD）事業

[要件] なし

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業 (DC)

[要件] 1、1000万パーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

7・4・2、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業 (IDC)

〔要件〕 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

3、次の追加要件

3・1、投資金（土地代と回転資金含まず）が1億バーツ以上

3・2、1か国以上の外国に商品を配送しなければならない。

7・9・1・1、工業団地または工業区事業

〔要件〕 1、500ライ以上の土地を有していなければならない。

2、工場用地は全面積の60%以上、75%未満とする。ただし全面積が1000ライ以上の場合には委員会が承認したところに基づく。

3、その他の要件は以下の通り。

3・1、メイン道路の標準

-面積が1000ライ超の場合、4車線、道路幅30メートル以上、路面14メートル、中央分離帯、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

-面積が500～1000ライの場合、2車線、道路幅20メートル以上、路面7メートル、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

3・2、サブ道路の標準は路面が8・5メートル以上、路肩は片側につき2メートル以上なければならない。

3・3、廃水処理システムは廃水の形態性質に相応しいものでなければならない。廃水処理は法律が定めた排水基準に従い、処理後の貯水池を有していなければならない。

3・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと完全に分離しなければならない。

3・5、委員会が承認したところに基づいた、相応しいごみ収集、保管、処理があるようにしなければならない。

3・6、土地を使用する工場はターゲット工業と一致し、かつ天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定められた禁止工業ではないところの工場でなければならない。

3・7、入居工場の利用に十分な電力、水道水、用水、電話、郵便など公共ユーティリティを有していなければならない。

3・8、投資奨励証の交付日から2年以内に、全面積の25%、または委員会が承認したところに基づく面積について公共ユーティリティ・サービスの用意を整えなければならない。

7・9・1・2、宝石・宝飾品工業団地または工業区事業

〔要件〕 1、100ライ以上の面積がなければならない。

2、全面積の40%以上を宝石・宝飾品に関係する工業事業のための土地としなければならない。

3、宝石・宝飾品売買のためのエリアがなければならない。

4、相当の安全保障システムがなければならない。

5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。

7・9・1・3、ロジスティック産業団地または産業区事業（Logistics Park）

〔要件〕 1、200ライ以上の面積を有し、合計で5万平米以上の賃貸または販売倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関ポイント、内陸コンテナ基地（ICD）から半径50キロメートル以内に位置している、または自由営業区もしくは保税區（Free Zone）内に立地していなければならない。

3、一部または全部のエリアを自由営業区または保税區（Free Zone）にしなければならない。

4、コンテナ積み下ろしヤード、トラック・ヤード、50本以上のコンテナ保管ヤードを設けなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内通信及び国際通信センターを結ぶ高速通信線のあるメイン通信システムを有していなければならない。

6、タイ国籍者が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

7・22・1、フェリー船、観光船運行、または観光船レンタル事業

〔要件〕 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

7・22・2、観光船停泊地サービス事業

〔要件〕 船舶リフト機、陸上停泊地、修繕用ドックなどの利便施設を有していなければならない。

7・22・3、遊園地事業

〔要件〕 1、（土地代・回轉資金を含まない）投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

7・22・4、芸術文化展示センター、または工芸美術センター事業

〔要件〕（土地代・回轉資金を含まない）投資金が3000万バーツ以上なければならない。

7・22・5、オープン動物園事業

〔要件〕 1、（土地代・回轉資金を含まない）投資金が5億バーツ以上、かつ面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

3、緑地及び駐車場はそれぞれ全面積の15%以上なければならない。

7・22・6、水族館事業

〔要件〕 1、（土地代・回轉資金を含まない）投資金が1億バーツ以上なければならない。

2、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

7・23・3、国際商品展示センター事業

〔要件〕 1、建物内商品展示スペースは2万5000平米以上なければならない。

2、全ての商品展示室には商談のための部屋がなければならない。

7・23・4、健康リハビリセンター事業

[要件] 1、リハビリには医療技術を使用しなければならない。

2、継続式のリハビリ・プログラムの作成、サービス利用者向けの宿泊を用意しなければならない。

第二項 特典は仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号の原則に従う。

第三項 仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一二月三〇日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年) 四月二日から。

(おわり)

●トラート県の特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2558号

仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号、及び仏暦二五五七年一二月三日付けの投資奨励政策と原則についての投資奨励委員会布告第2/2557号に関連して、投資奨励委員会は仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条、第三五条の内容に基づく権限に拠り、次のようにトラート県の特別経済開発区内に立地するプロジェクトの投資奨励におけるターゲット事業を定め、布告する。

第一項 トラート県の特別経済開発区への投資を奨励するターゲット事業の業種及び事業の要件を次のように定める。

第1章 農業・農産品

1・5・1、家畜または水棲動物繁殖事業

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・5・2、家畜または水棲動物飼育事業（エビを除く）

[要件] 閉鎖棟を使用する、いつでも棟内の空気を適正に保つための喚気システムを有する、自動給水・給餌システムを有する、疫病侵入防止策・システムを有する、飼育数を調べるセンサー・システムを有する、環境への影響を防止・軽減する効率的なシステムを有する、など最新技術を使用しなければならない。

1・6、家畜屠殺・解体事業

[要件] 家畜を気絶させるシステム、宙吊りシステム、冷蔵室、温度低下システム、肉の品質検査、添加物検査など最新生産工程を有していなければならない。

1・8、穀物、野菜、果物、花卉選別、パッキング事業

[要件] 穀物殻・種子選別機使用、果物蠅の卵の薫蒸防除、穀物種子コーティングなど最新技術を使用しなければならない。

1・9、加工粉（モディファイドスターチ）または特質のある穀物粉の生産事業

[要件] なし

1・10、植物または動物からの製油もしくは油脂生産事業（大豆油からを除く）

[要件] 1、原油製品及び植物半純性油は農産物由来でなければならない。

2、穀物純性油製品は農産物由来または原油由来でなければならない。

1・11、天然原料からの抽出成分、または天然原料から抽出された製品（石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）の生産事業

[要件] なし

1・14・1、川上のゴム加工事業

[要件] なし

1・17、最新技術を使用する食品、飲料、食品添加物（Food Additive）、または食品成分（Food Ingredient）の生産または貯蔵事業（アルコール飲料を除く）

[要件] 1、混合または希釈のみのプロジェクトは奨励しない。

2、発酵工程のあるプロジェクトは研究を経た酵母を使用しなければならない。

1・19、冷蔵室事業、または冷蔵室及び冷蔵輸送事業

[要件] なし

1・20、農業商品の中央取引センター

[要件] 1、50ライ以上の土地を有する。

2、事業地及び農業商品関連サービスのための土地が全面積の60%以上あり、農業商品の展示・取引、商品評価センター、冷蔵室、商品倉庫スペースを用意しなければならない。

3、検査、選別、残有毒物検査サービスを提供しなければならない。

第7章 サービス及び公共ユーティリティ事業

7・1・3、港湾外のコンテナシステムによる、輸出のための検査及びコンテナへの貨物積込場（コンテナヤード）、または内陸コンテナ基地（ICD）事業

[要件] なし

7・4・1、最新システムによる商品ディストリビューションセンター事業（DC）

[要件] 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

7・4・2、最新システムによる国際商品ディストリビューションセンター事業（IDC）

[要件] 1、1000万バーツ以上の払い込み済み資本金がなければならない。

2、コンピュータ・システムによる商品保管地を有していなければならない。

3、次の追加要件

3・1、投資金（土地代と回転資金含まず）が1億バーツ以上

3・2、1か国以上の外国に商品を配送しなければならない。

7・9・1・1、工業団地または工業区事業

[要件] 1、500ライ以上の土地を有していなければならない。

2、工場用地は全面積の60%以上、75%未満とする。ただし全面積が1000ライ以上の場合は委員会が承認したところに基づく。

3、その他の要件は以下の通り。

3・1、メイン道路の標準

-面積が1000ライ超の場合、4車線、道路幅30メートル以上、路面14メートル、中央分離帯、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

-面積が500～1000ライの場合、2車線、道路幅20メートル以上、路面7メートル、歩道は片側につき2メートル以上、さらに路面または路肩には緊急駐車できる十分な幅がなければならない。

3・2、サブ道路の標準は路面が8・5メートル以上、路肩は片側につき2メートル以上なければならない。

3・3、廃水処理システムは廃水の形態性質に相応しいものでなければならず、廃水処理は法律が定めた排水基準に従い、処理後の貯水池を有していなければならない。

3・4、廃水の排水システムは雨水の排水システムと完全に分離しなければならない。

3・5、委員会が承認したところに基づいた、相応しいごみ収集、保管、処理があるようにしなければならない。

3・6、土地を使用する工場はターゲット工業と一致し、かつ天然資源・環境政策企画事務局の専門家委員会から承認された環境影響報告に定められた禁止工業ではないところの工場でなければならない。

3・7、入居工場の利用に十分な電力、水道水、用水、電話、郵便など公共ユーティリティを有していなければならない。

3・8、投資奨励証の交付日から2年以内に、全面積の25%、または委員会が承認したところに基づく面積について公共ユーティリティ・サービスの用意を整えなければならない。

7・9・1・2、宝石・宝飾品工業団地または工業区事業

[要件] 1、100ライ以上の面積がなければならない。

2、全面積の40%以上を宝石・宝飾品に係る工業事業のための土地としなければならない。

3、宝石・宝飾品売買のためのエリアがなければならない。

4、相当の安全保障システムがなければならない。

5、会議室、商品展示室、ビジネスセンターがなければならない。

7・9・1・3、ロジスティック産業団地または産業区事業 (Logistics Park)

[要件] 1、200ライ以上の面積を有し、合計で5万平米以上の賃貸または販売倉庫の建設投資がなければならない。

2、港湾、空港、国境税関ポイント、内陸コンテナ基地 (ICD) から半径50キロメートル以内に位置している、または自由営業区もしくは保税區 (Free Zone) 内に立地していなければならない。

3、一部または全部のエリアを自由営業区または保税區 (Free Zone) にしなければならない。

4、コンテナ積み下ろしヤード、トラック・ヤード、50本以上のコンテナ保管ヤードを設けなければならない。

5、ロジスティック産業区と国内通信及び国際通信センターを結ぶ高速通信線のあるメイン通信システムを有していなければならない。

6、タイ国籍者が登録資本の51%以上の株式を保有していなければならない。

7、関係機関から承認を受けなければならない。

7・22・1、フェリー船、観光船運行、または観光船レンタル事業

[要件] 関係する国の機関から承認を受けなければならない。

7・22・2、観光船停泊地サービス事業

[要件] 船舶リフト機、陸上停泊地、修繕用ドックなどの利便施設を有していなければならない。

7・22・3、遊園地事業

[要件] 1、(土地代・回転資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

7・22・4、芸術文化展示センター、または工芸美術センター事業

[要件] (土地代・回転資金を含まない) 投資金が3000万バーツ以上なければならない。

7・22・5、オープン動物園事業

[要件] 1、(土地代・回転資金を含まない) 投資金が5億バーツ以上、かつ面積が500ライ以上なければならない。

2、プロジェクト構成部分は委員会から承認を得なければならない。

3、緑地及び駐車場はそれぞれ全面積の15%以上なければならない。

7・22・6、水族館事業

[要件] 1、(土地代・回転資金を含まない) 投資金が1億バーツ以上なければならない。

2、奨励証の交付日から12か月以内に、環境への影響防止、解決策を策定しなければならない。

7・23・3、国際商品展示センター事業

〔要件〕1、建物内商品展示スペースは2万5000平米以上なければならない。

2、全ての商品展示室には商談のための部屋がなければならない。

7・23・4、健康リハビリセンター事業

〔要件〕1、リハビリには医療技術を使用しなければならない。

2、継続式のリハビリ・プログラムの作成、サービス利用者向けの宿泊を用意しなければならない。

第二項 特典は仏暦二五五七年一二月一八日付けの特別経済開発区への投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第4/2557号の原則に従う。

第三項 仏暦二五六〇年（西暦二〇一七年）一二月三〇日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五八年(西暦二〇一五年) 四月二日から。

(おわり)